

伊東市地域防災計画

津波対策編

令和4年度修正

伊東市防災会議

目 次

第1章 総論

- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 第1節 | 計画の主旨 | I - 1 |
| 第2節 | 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | I - 1 |
| 第3節 | 予想される災害 | I - 3 |

第2章 平常時対策

- | | | |
|-----|-------------|--------|
| 第1節 | 防災思想の普及 | II - 1 |
| 第2節 | 自主防災活動 | II - 1 |
| 第3節 | 津波避難訓練の実施 | II - 1 |
| 第4節 | 津波災害予防対策の推進 | II - 1 |

第3章 災害応急対策

- | | | |
|-----|--------------|----------|
| 第1節 | 市及び防災関係機関の活動 | III - 1 |
| 第2節 | 情報活動 | III - 2 |
| 第3節 | 広報活動 | III - 6 |
| 第4節 | 災害の拡大防止活動 | III - 6 |
| 第5節 | 避難活動 | III - 6 |
| 第6節 | 広域応援活動 | III - 10 |
| 第7節 | 地域への救援活動 | III - 10 |
| 第8節 | 市有施設及び設備等の対策 | III - 10 |

第 1 章 総 論

第1章 総論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所、市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する。「伊東市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する津波防災対策（以下「平常時対策」という。）について定め、市民等の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、伊東市の地域に係る津波対策について、定めるものである。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。
- (2) この計画は、市、県、防災関係機関、事業所、市民等が津波対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の3章による。

また、「復旧・復興計画」については、地震対策編第6編「復旧・復興計画」によるものとする。

(1) 第1章 総論

この計画の目的、性格、構成、予想される災害、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 平常時対策

平常時の津波避難、訓練及び津波災害予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の対策を示す。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

市及び防災関係機関が、南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

市、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設管理者及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれ実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

なお、本節に定めのない事項については、共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

1 市

- (1) 津波避難計画の作成
- (2) 市民の津波対策の促進
- (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広

報

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務の実施についての総合調整

3 静岡県警察（伊東警察署）

南海トラフ地震臨時情報等の受理、伝達及び広報

4 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

ア 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- (ア) 大津波警報、津波警報及び注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説

- (イ) 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守

- (ウ) 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

イ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）

- (ア) 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導

- (イ) 海水浴客等に対する津波に関連する情報の伝達

- (ウ) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動

- (エ) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

(2) 指定公共機関

ア 日本放送協会静岡放送局（伊東支局）

- (ア) 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上

- (イ) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること

- (ウ) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと

イ 東日本旅客鉄道株式会社

- (ア) 津波警報等の伝達

- (イ) 列車の運転規制措置

- (ウ) 旅客の避難、救護

- (エ) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

- (オ) 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

(3) 指定地方公共機関

ア 伊豆急行株式会社

- (ア) 津波警報等津波に関する情報の伝達

- (イ) 列車の運転規制の措置

- (ウ) 旅客の避難救護対策

- (エ) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

オ 株式会社富士急マリンリゾート、東海汽船株式会社
災害時における緊急海上輸送の確保

カ 東海自動車株式会社

災害時における緊急陸上輸送の確保

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

ア 伊東商工会議所

- (ア) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力

- (イ) 災害時における物価安定についての協力

- (ウ) 済用物資、復旧資材等の確保についての協力
- イ ふじ伊豆農業協同組合(あいら伊豆地区)
 - (ア) 農林水産物の被害調査についての協力
 - (イ) 災害時における農産物の確保
 - (ウ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
- ウ 伊東建設関連業者連絡協議会
 - 災害時における応急復旧対策についての協力
- エ 防災上重要な施設の管理者
 - (ア) 所管に係る施設についての防火管理
 - (イ) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
 - (ウ) 当該施設に係る災害復旧

第3節 予想される災害

地震対策編 第1編総論 第2章「予想される災害」を参照。

第 2 章 平常時対策

第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第9節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2編災害予防計画 第13節「自主防災組織の育成」に準ずる。)

第3節 津波避難訓練の実施

計画作成の主旨

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は自主防災組織、事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

1 市

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導等、救出、救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動等、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(1) 津波避難訓練

ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施する。

イ この訓練は、「津波警報等」の発表に伴い、避難指示が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

ウ 東日本大震災の津波被害を鑑み、津波危険予想地域にとらわれず、迅速かつより高い地域に避難する訓練を実施する。

エ 津波ハザードマップや「津波避難計画」等を利用する。

第4節 津波災害予防対策の推進

計画作成の主旨

津波災害対策の検討に当たり、科学的な知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。また、市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策」「避難計画策定指針」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

市は、津波災害対策の検討において、対策を進める。

・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策

市は、第4次地震被害想定において推計された被害を出来る限り軽減するための新たな行動目標として策定した「伊東市地震対策アクションプログラム」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせる対策を充実・強化する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進める。

計画等の内容

1 避難誘導體制の確保

(1) 避難計画の策定

ア 要避難地区の指定

第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定し、避難指示の対象地区とする。

イ 避難場所、津波避難施設、避難路の指定

要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難場所、津波避難施設、避難路の指定を行う。

(ア) 要避難地区の住民の避難のため、避難場所を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難場所、避難路等を指定する。

また、必要に応じ一次避難場所を指定する。

(ウ) 避難協力ビル等の津波避難施設を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難場所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 市は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が、消防機関及び消防団による津波からの円滑な避難の確保のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災組織等の津波避難計画書作成等に対する支援

(エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

ウ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波情報の種類に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。

エ 市は、伊東市津波避難計画、市民の避難行動を定め、その周知に努める。

オ 市は、津波ハザードマップ等の作成配布、海拔標識の設置を行う等、市民への広報に努める。

カ 市は、要避難地区の市民に対して津波の危険や津波注意報・警報、大津波警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

キ 市は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難場所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て、要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

ク 市は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者に対し、要避難地区であることや想定浸水深、避難所・避難路等について看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

ケ 市は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、避難口、避難階段等の施設の整備を管理者へ要望するとともに誘導のための標識板等の整備に努める

コ 市は、突発地震に備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また、立ってられないほどの強い地震が起こった場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに、海岸から離れ、避難協力ビル、近くの高台、避難場

所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

サ 市は、作成する津波避難計画やハザードマップ等について、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。

シ 市は、市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時に取るべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。

ス 市は、津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や防災ラジオ、同報無線、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

2 津波に強いまちづくり

市は、以下のとおり、津波に強いまちづくりを推進する。

- (1) 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (2) 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 市は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。
- (4) 市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市は、津波による過去の浸水被害及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- (6) 市は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るものとする。また、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を検討するとともに、「民」の力を活用し、対策をより早く、リスクをより低くすることを目指す。
- (7) 市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

3 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

4 津波避難施設等の整備

市は、津波による被害の発生を予防し又は軽減するため、津波避難施設の整備等を実施する。

- (1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう努めるものとする。
- (2) 市は、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所を避難場所に指定するものとする。
- (3) 市は、避難路等の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検

- 及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- (4) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管等の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。

第 3 章 災害応急対策

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所、市民等の災害応急対策について定める。

なお、ここに定めないものについて「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

第1節 市及び防災関係機関の活動

計画作成の主旨

津波災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

計画の内容

1 市

(1) 災害対策本部

ア 設置

(ア) 市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、伊東市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

イ 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び運営は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(イ) 災害応急対策の実施及び民心の安定上必要な広報

(ウ) 消防その他の応急措置

(エ) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入

(オ) 被災者の救助、救護その他の保護

(カ) 施設及び設備の応急復旧

(キ) 清掃、防疫その他の保健衛生

(ク) 避難指示又は警戒区域の設定

(ケ) 緊急輸送の実施

(コ) 食料、生活必需品等の確保、配給及び飲料水の供給

(サ) 県への報告、要請等県との災害応急対策の連携

(シ) 自主防災組織との連携及び指導

(ス) ボランティアの受入れ

ウ 消防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

(ア) 消防本部

あ 被害状況等の情報の収集及び伝達

い 消火活動、水防活動、救助活動等

う 地域住民への避難指示の伝達

(イ) 消防団

あ 被害状況等の情報の収集及び伝達

い 消火活動、水防活動、緊急救助活動等

う 地域住民への避難指示の伝達

え 避難場所の安全確保及び避難路の確保並びに地域住民等の避難場所等への誘導

お 危険区域からの避難確認パトロール

か 自主防災組織との連携、指導、応援

エ 職員動員（配備）計画

職員の動員は、地域防災計画共通対策編の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 初動基準

あ 津波注意報 津波注意報配備態勢（本部員、本部班員等）

い 津波警報 津波警報配備態勢

- (イ) 災害対策本部の各部長及び班長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
- (ウ) 災害対策本部の各班に所属又はあらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。
- (エ) 上記以外の職員は、災害対策本部が設置されたときは、所属長にあらかじめ指示された場所において、所属長の指揮の下に災害応急対策に当たる。

2 防災関係機関

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる措置について定める。

(地域防災計画共通対策編 第1章総論 第3節「防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

第2節 情報活動

計画作成の主旨

情報の収集伝達を迅速、的確に実施するため、市、県、防災関係機関、自主防災組織等との連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編 第4編 「南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応」を参照のこと。

計画の内容

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

ア 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

イ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ウ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」などの定性的な言葉で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

エ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所に留まる。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

オ 津波警報等の留意事項

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられており、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区域
静岡県	静岡県

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注1 ※1について、津波観測に関する情報の発表内容は以下のとおり。

- (ア) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- (イ) 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 最大波の観測地の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と方言)

注2 ※2について、沖合の津波観測に関する情報の発表内容は以下のとおり。

- (ア) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時間と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- (イ) 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測地)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (ウ) ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- あ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- い 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きくことなることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- あ 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- い 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- あ 津波の高さは、沖合での観測地に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- い 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害がおこるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測され、今後も継続の可能性が高いため、海に入った作業や釣り、海水浴等は、十分な留意が必要である旨を発表

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 災害の拡大防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため、水防活動及び人命の救出活動について、市及び自主防組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

計画の内容

1 水防活動

津波に対する防災活動の概要を以下に示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、伊東市水防計画書の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。

なお、呼びかけを行った旨を伊東警察署長に通知する。

イ 水防管理者、消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団署等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

ウ 河川、ため池、水門、桶門等の管理者及び水防管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した近隣水防管理者に対し応援を要請する。

(イ) 水防管理者は、必要があれば他の市町長又は消防長に対して応援を要請する。

(ウ) 水防管理者は、水防のために必要があるときは、伊東警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、知事に対し自衛隊または海上保安庁の派遣要請を要求する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 期間その他応援に必要な事項

2 人命の救出活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節避難救出計画 2「被災者の救助」に準ずる。)

第5節 避難活動

計画作成の主旨

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項について定める。

計画の内容

1 避難対策

(1) 基本方針

ア 市民は、自らの身の安全の確保を最優先とした避難行動をとる。

イ 津波災害発生時においては、津波要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難行動をとる必要がある。また、津波要避難地区外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

- ウ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- エ 避難対策の周知に当たっては、住民において、避難の際は、自らの安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。
- (2) 情報・広報活動
 - ア 情報活動
 - 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、本章第2節「情報活動」に準ずる。
 - イ 広報活動
 - 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に市民に広報し、その内容は共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者等への的確な情報提供に配慮する。
 - ウ 津波情報の入手
 - 市民は、適切な避難行動をとるため、同報無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。
- (3) 避難のための指示
 - ア 指示の基準
 - (ア) 市長は、津波による災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。
 - (イ) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表がなされたとき。
 - (ウ) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは少なくとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合において市長が発令の必要があると判断したとき。
 - (エ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
 - (オ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（以下「災害派遣の自衛官」という。）は、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を市長及び防衛大臣の指定するものに報告する。
 - イ 指示の内容
 - 避難の指示を行う際は、可能な限り次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化を図る。
 - (ア) 避難の指示が出された地域名
 - (イ) 避難指示の発令理由
 - (ウ) その他必要な事項
 - ウ 指示の伝達方法
 - 市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同報無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自衛官、消防機関、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知を図る。
- (4) 津波からの避難対策
 - 津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。
 - ア 市が実施する自衛措置
 - 津波に対し、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 津波注意報が発表された場合
 - あ 安全を確保の上、海面の監視等情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想

されるときは、市長は住民に対して避難指示を発令するなどの必要な措置をとる。
なお、市長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(3) 避難のための指示」に準ずる。

い 市民、漁業・港湾関係者、観光関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

う 海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下、「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の発令に努める。

(イ) 大津波警報又は津波警報が発表された場合
市長は、直ちに市民、漁業・港湾関係者等、海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を発令するなどの必要な措置をとる。

(ウ) 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合
市長は、直ちに津波避難対象地区の住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

(エ) 津波注意報、津波警報又は大津波警報は未発表だが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

あ 海面の監視
気象庁から津波注意報、津波警報、大津波警報又は津波予報が届くまでの間、少なくとも、30分間は安全を確保の上、海面の状態を監視するよう努める。

い 報道の聴取
揺れを感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビによる報道等を聴取するものとする。

う 避難の指示
海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は要避難地区の住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

(オ) 遠地津波が発生した場合
あ 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。

い 津波警報等が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。

う 市民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）について周知に努め、避難等の必要な措置に万全を期す。

イ 市民等が実施する自衛措置

(ア) 海浜付近の住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報等が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

(5) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

(ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

- (ウ) 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (エ) 災害派遣を命じられた自衛官は、市長(権限の委任を受けた市の職員を含む。)、警察官又は海上保安官が現場にいない場合にかぎり、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
- イ 規制の内容及び実施方法
 - (ア) 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣の自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講ずる。
 - (イ) 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣を命じられた自衛官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。
- (6) 避難場所への市職員等の配置

市が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員(消防職員、団員を含む。)を配置する。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。
- (7) 避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。
また、徒歩による避難を原則とする。

 - ア 要避難地区の住民は、直ちに津波浸水想定区域外の安全な場所へ避難する。
 - イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの高台、津波避難ビル等へ避難する。
 - ウ 要避難地区外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想される時、出火防止措置を講じた後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
- (8) 避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
- (9) 避難場所における業務
 - ア 避難場所に配置された市職員等は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - (ア) 津波等の危険な状況に関する情報収集
 - (イ) 津波等に関する情報の伝達
 - (ウ) 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)
 - (エ) 必要な応急の救護
 - (オ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
 - イ 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。
- (10) 避難状況の報告
 - ア 市は、自主防災組織、避難場所の施設等の管理者等から直接に、又は伊東警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。
ただし、要避難地区以外の地域にあたっては、原則として、次の(イ)に関する報告を求めないものとする。
 - (ア) 避難の経過に関する報告

危険な事態その他以上な自体が発生した場合、直ちに行う。

 - あ 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む)
 - い 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - う 市に対する要請事項
 - (イ) 避難の完了に関する報告
 - あ 避難場所名
 - い 避難者数

う 必要な救助・保護の内容

え 市に対する要請事項

イ 市は、避難状況について県へ報告する。

2 避難所の設置及び避難生活

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第6節 広域応援活動

計画作成の主旨

広域激甚な災害に対応する県、警察、他市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

計画の内容

1 市及び民間団体の応援活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「応援・受援・動員計画」に準ずる。)

2 自衛隊の支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第27節「自衛隊派遣要請要求計画」に準ずる。)

3 海上保安庁の支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第28節「海上保安庁に対する支援要請要求計画」に準ずる。)

第7節 地域への救援活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第15節「防疫計画」に準ずる。)

第8節 市有施設及び設備等の対策

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第33節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)

(「復旧・復興対策」については、地震対策編 第6編「復旧・復興対策」によるものとする。)